

## 基本単価契約（上半期）に関する覚書

医薬品の令和8年度医薬品の基本単価契約（上半期）について、川崎市を発注者とし、株式会社〇〇〇〇を受注者として、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（内容）

第1条 我が国の医薬品の取引慣行に合わせ、発注者及び受注者は医薬品の単価について協議を行う。

（協議期間）

第2条 協議期間は原則として、令和8年4月1日から令和8年9月30日までとする。

（協議後の単価）

第3条 協議が整い新たに医薬品の単価(以下「協議後の単価」という。)を決定したときは、すみやかに協議後の単価による変更契約を締結する。

（精算）

第4条 履行期間が令和8年9月30日以前の契約した医薬品について、協議後の単価を基に再計算を行う。再計算の結果支払い済み金額との間に差額が生じたときは、受注者は発注者の請求に基づき令和8年12月31日までに当該差額を支払う。

令和8年度医薬品の基本単価契約に係る契約書が複数ある場合には、この覚書の内容は、それらすべての契約書に適用する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

発注者 川崎市

病院事業管理者 金井 歳雄

受注者（受託者）

住 所

商号又は名称

代表者名

印

## 基本単価契約（下半期）に関する覚書

医薬品の令和8年度医薬品の基本単価契約（下半期）について、川崎市を発注者とし、株式会社〇〇〇〇を受注者として、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（内容）

第1条 我が国の医薬品の取引慣行に合わせ、発注者及び受注者は医薬品の単価について協議を行う。

（協議期間）

第2条 協議期間は原則として、令和8年10月1日から令和9年2月28日までとする。

（協議後の単価）

第3条 協議が整い新たに医薬品の単価(以下「協議後の単価」という。)を決定したときは、すみやかに協議後の単価による変更契約を締結する。

（精算）

第4条 履行期間が令和8年10月1日以降の契約した医薬品について、協議後の単価を基に再計算を行う。再計算の結果支払い済み金額との間に差額が生じたときは、受注者は発注者の請求に基づき令和9年3月31日までに当該差額を支払う。

令和8年度医薬品の基本単価契約に係る契約書が複数ある場合には、この覚書の内容は、それらすべての契約書に適用する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

発注者 川崎市

病院事業管理者 金井 歳雄

受注者（受託者）

住 所

商号又は名称

代表者名

⑩